

「地域中核企業等の成長の促進に係るハンズオン支援」に関する覚書

関東経済産業局（以下「甲」という。）と長岡グローバル人材活躍推進協議会（以下「乙」という。）は、長岡市が選定された経済産業省の「地域中核企業等の成長の促進に係るハンズオン支援」事業に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙が行う高度外国人材の活躍に関する施策と、甲が行うハンズオン支援について、効果的・効率的かつ一体的に対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、「高度外国人材が活躍するまち長岡」を目指すべく「高度外国人材を活かした未来産業創出システムの構築」に強力に取り組むことを目的とする。

（活動の柱）

第2条 甲及び乙は、その目的を達するため、次に掲げる事項について取り組みを進める。

- （1）外国人材が暮らしやすい環境づくり
- （2）高度外国人材と企業の交流やマッチング方策の構築
- （3）企業のグローバル化を支援する専門人材の活用
- （4）高度外国人材が活躍する企業群の形成

（甲及び乙の役割）

第3条 乙は、第2条に掲げた活動を行うため、長岡地域における高度外国人材の状況を把握し、商工会議所や金融機関、産業支援機関などと情報を共有し、課題解決の方策を議論する。

2 甲は、乙の活動に対して、指導・助言、専門家・支援制度の紹介などのハンズオン支援を行う。

（情報管理）

第4条 甲及び乙が各々保有し、本覚書に基づく施策を一体的に実施するに当たり必要となる情報については、甲及び乙において共有し、双方が情報管理の徹底に努める。

（存続期間）

第5条 本覚書の存続期間（以下、「存続期間」という）は、令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、存続期間の満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙が意義を述べなかった場合は、本覚書は、同一の内容をもって更新されたものとみなす。

（その他）

第6条 本覚書に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本覚書に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

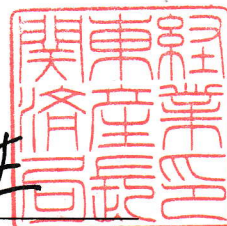
2 覚書締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな覚書が締結されるまでの間、本覚書を有効とする。

令和元年 7月23日

甲 関東経済産業局

局長

角野 然生



乙 長岡グローバル人材活躍推進協議会

会長

磯田 達伸

